

防衛庁の任期付隊員の採用手続等に関する訓令を次のように定める。

平成13年6月8日

防衛庁長官 中 谷 元

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令

改正 平成18年3月27日庁訓第11号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年8月30日省訓第145号
平成26年3月26日省訓第16号
平成26年5月30日省訓第35号
平成27年10月1日省訓第39号
令和2年12月28日省訓第67号
令和6年9月30日省訓第311号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 採用手続

第1節 採用計画の作成（第3条）

第2節 任期付隊員の募集及び採用手続（第4条―第7条）

第3節 任期付隊員採用計画評議委員会等（第8条・第9条）

第3章 任期（第10条・第11条）

第4章 異動（第12条）

第5章 給与（第13条―第15条）

第6章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省の任期付隊員の採用手続、任期、異動及び給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 任期付隊員 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条の2各項の規定により採用された隊員をいう。

(2) 特定任期付隊員 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員をいう。

(3) 機関等の長 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

(4) 任免権者 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2章第1節、第3章第1節及び第4章第1節の規定により隊員の任免を行う者並びに防衛装備庁長官をいう。

第2章 採用手続

第1節 採用計画の作成

（任期付隊員の採用計画の作成）

第3条 機関等の長は、当該機関等への任期付隊員の採用を必要と認める場合には、採用予定官職、当該官職の業務、採用予定年月日、任用予定期間、募集の方法、選考の手続その他採用の必要性を明らかにするための事項を内容とする採用計画を作成し、別記様式第1により、任免権者に上申するものとする。

2 機関等の長は、前項の採用計画の作成に当たっては、任期付隊員採用計画評議委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 任免権者は、機関等の長から上申を経て作成した採用計画について、別記様式第1により防衛大臣に申請し、その承認を得なければならない。

第2節 任期付隊員の募集及び採用手続

(任期付隊員の募集手続)

第4条 任期付隊員の採用は、機関等の長が、前条の規定による採用計画に基づき、公募又はこれに準じた方法により行わなければならない。

(身体検査の適用除外等)

第4条の2 任期付隊員である自衛官の採用のための身体検査にあつては、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第2条及び第4条の規定は適用しないものとする。

2 任期付隊員の採用のための身体検査は、任期付隊員を選考するときに行うものとする。

3 前項に規定する身体検査の基準については、人事教育局長が定めるものとする。

(任期付隊員の採用手続)

第5条 機関等の長は、当該機関等への任期付隊員の採用を必要と認める場合には、その候補者を任免権者に上申するものとする。

2 機関等の長は、前項の上申については、任期付隊員選考委員会に諮問し、その意見を尊重してしなければならない。

3 第1項の任免権者への上申は、特定任期付隊員にあつては別記様式第2により、特定任期付隊員以外の任期付隊員にあつては別記様式第3により行うものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 任期付隊員選考委員会の意見書

(2) その他参考となる資料

4 前項の規定は、任免権者が自衛隊法第36条の2各項の規定により防衛大臣に申請し、その承認を得る場合について準用する。

(採用に際しての隊員の同意)

第6条 任免権者は、自衛隊法第36条の2各項の規定により任期付隊員を採用しようとする場合には、当該隊員に任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。

(任期付隊員の採用報告)

第7条 任免権者は、任期付隊員を採用した場合には、遅滞なく、別記様式第4により当該隊員の人事記録の写しを添えて、防衛大臣に報告するものとする。

第3節 任期付隊員採用計画評議委員会等

(任期付隊員採用計画評議委員会)

第8条 自衛隊法第36条の2各項の規定に基づく任期付隊員の採用に関し、公正の確保を図るため、職員の任免に関する事務を所掌する防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁の内部部局の課等の長等により構成される任期付隊員採用計画評議委員会を防衛省に置く。

2 前項に定めるもののほか、任期付隊員採用計画評議委員会の構成、審査内容その他運営に必要な事項は、別に防衛大臣が定める。

(任期付隊員選考委員会)

第9条 自衛隊法第36条の2各項の規定に基づき任期付隊員を採用することを必要と認める官職の属する機関等の長は、当該機関等に任期付隊員選考委員会を置かななければならない。

2 任期付隊員選考委員会の構成は、防衛大臣の承認を得て定める基準によるものとする。

第3章 任期

(任期の更新)

第10条 任期付隊員が属する機関等の長は、自衛隊法第36条の4第1項に規定する任期の更新が必要であると認める場合には、別記様式第5により、当該任期の更新について、順序を経て任免権者に上申するものとする。

2 自衛隊法第36条の4第1項の規定による防衛大臣の承認は、任免権者が、別記様式第5により申請して、得るものとする。

(任期の更新に際しての隊員の同意)

第11条 任免権者は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第53条の3の規定により任期付隊員の同意を得る場合には、当該任期付隊員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

第4章 他の官職への任用

（任期付隊員を他の官職に任用する場合）

第12条 自衛隊法第36条の5の規定による防衛大臣の承認は、任免権者が、別記様式第6により申請して、得るものとする。

第5章 給与

（初任給の決定）

第13条 任期付隊員の初任給の決定は、その任期付隊員の任免権者が行う。

2 任期付隊員の採用を予定する機関等の長は、初任給の決定について任免権者に上申するものとする。

3 任免権者は、第1項の決定を行う場合（特定任期付隊員以外の任期付隊員の初任給の決定にあつては、人事院規則23-0（任期付職員の採用及び給与の特例）第9条又は第10条の規定の例により決定するときに限る。）には、防衛大臣に申請し、その承認を得なければならない。

4 第2項の上申及び前項の申請は、特定任期付隊員の初任給の決定にあつては別記様式第2により、特定任期付隊員以外の任期付隊員の初任給の決定にあつては別記様式第3により行う。

（任期の中途における俸給月額の新たな決定）

第14条 特定任期付隊員の任期の中途において、その者が従事する業務の困難度等がより高度なものとなること等に伴い、俸給月額を新たに決定することが必要であると認められる場合は、防衛大臣の承認を得て、その特定任期付隊員の任免権者が決定する。

2 特定任期付隊員の属する機関等の長は、前項の決定が必要であると認める場合には、任免権者に上申するものとする。

3 第1項の申請及び前項の上申は、別記様式第7により行う。

（特定任期付職員業績手当の支給手続）

第15条 機関等の長は、特定任期付職員業績手当を支給すべきと認める場合には、防衛大臣に申請し、その承認を得るものとする。

第6章 雑則

（細部事項）

第16条 この訓令の実施に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年6月8日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第11号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日省訓第16号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

- 1 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年9月30日防衛省訓令第311号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

任期付隊員（自衛官・事務官等）の採用計画

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第3条の規定による採用計画の承認について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 採用予定官職（所属部課名及び職名）
- 2 当該官職の業務内容（採用予定者に期待する業績）
- 3 当該業務が自衛隊法第36条の2各項に掲げる任期を定めて採用する隊員の業務に該当する理由
- 4 採用予定年月日及び任用予定期間
- 5 募集の方法、範囲及び時期
- 6 選考の手続
 - (1) 選考予定時期
 - (2) 評定項目

特定任期付隊員の採用等の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

自衛隊法第36条の2第1項の規定による任期を定めた採用等について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 採用予定官職（予定する号俸又は俸給月額・階級及び所属部課名）
- 2 当該官職の業務内容（採用予定者に期待する業績）
- 3 採用予定者の氏名
- 4 採用予定者の高度の専門的な知識経験又は優れた識見（資格、経歴、実務の経験等）の内容
- 5 任用予定期間
- 6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性
- 7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要
- 8 防衛省の職員の給与等に関する法律第6条の2第2項又は第3項の規定により承認を求める場合は、予定する俸給月額に決定しようとする理由

特定任期付隊員以外の任期付隊員の採用等の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

自衛隊法第36条の2第2項の規定による任期を定めた採用等について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 採用予定官職（予定する階級又は職務の級及び号俸並びに所属部課名）
- 2 当該官職に係る業務の内容
- 3 採用予定者の氏名
- 4 採用予定者の専門的な知識経験（資格、経歴、実務の経験等）の内容
- 5 任用予定期間
- 6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性（任期付採用の根拠規定）
- 7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要
- 8 人事院規則8—18（採用試験）第3条第1項第2号、第2項第1号並びに第3項第1号、第5号から第8号まで及び第10号から第12号までに規定するいずれかの試験の種類を適用しようとする場合は、当該試験の種類及び適用する理由

任期付隊員の採用等実施状況報告書

別記様式第4

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣 殿

報告者

1 採用官職（所属部課名）

2 採用年月日及び任期

3 階級又は職務の級

4 任期付隊員の氏名

5 資格、経歴、実務の経験等

（注） 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「階級又は職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

別記様式第5

任期の更新の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

自衛隊法第36条の4第1項の規定による任期の更新について、下記のとおり上申・申請します。

記

1 任期付隊員の氏名及び官職（階級又は職務の級及び所属部課名）

2 当該任期付隊員が現に従事している業務の内容

3 更新を必要とする理由

4 当該任期付隊員の採用年月日

5 更新予定期間

（注） 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「階級又は職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

他の官職への任用の承認申請書

発簡番号
発簡年月日

殿

申請者

自衛隊法第36条の5の規定による他の官職への任用の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 任期付隊員の氏名及び官職（階級又は職務の級及び所属部課名）
 - 2 採用時の官職（階級又は職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容
 - 3 任用予定官職（階級又は職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容
 - 4 当該任期付隊員を他の官職に任用する必要性
 - 5 当該任期付隊員の採用年月日及び任期
- (注) 1 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「階級又は職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。
- 2 2及び3の業務の内容は、特定任期付隊員にあっては期待する業績の内容を含む。

特定任期付隊員の俸給月額の変更上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第14条の規定による俸給月額の決定について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 現官職（現号俸又は現俸給月額及び所属部課名）
- 2 当該官職に係る業務の内容
- 3 特定任期付隊員の氏名
- 4 予定する俸給月額
- 5 予定する俸給月額に決定しようとする理由